

入札監理小委員会における審議結果報告 (水産物流通調査業務のうち産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査)

水産物流通調査業務のうち、農林水産省が実施する産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

今回が市場化テスト3期目（令和3年4月～令和6年3月）。1期目（平成27年4月～平成30年3月）は2者応札となったものの、予定価格内の事業者が過年度から継続受託している一般社団法人（（一社）漁業情報サービスセンター）のみであること、2期目も同社しか応札がなかったなどのことから継続となったもの。

○事業期間

令和3年4月～令和6年3月

○事業の目的

「産地水産物用途別出荷量調査」は、全国の主要漁港における主要水産物の用途別出荷量等を調査し、水産物の需給計画、流通施設の改善等を推進するための資料とすること、「冷蔵水産物在庫量調査」は、全国の冷凍・冷蔵工場における水産物の入出庫量、在庫量等を調査し、水産物の動向を明らかにして、水産物の需給計画、価格安定対策等を推進するための資料とすることを目的としており、平成21年度より民間事業者が本業務を実施。

(2) 選定の経緯

政府系公益法人等が一者応札で受注していた事業として、平成24年度基本方針において選定。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

前回、小委員会において御指摘いただいた論点は以下のとおり。

- 【論点1】根本的に調査手法を見直すというよりも、新規参入の促進のために、ICT技術の活用等を実施要項に追記することで、これまでと異なる分野の事業者の参入が促進されるよう検討を行うこと。
- 【対応1】産地水産物用途別出荷量調査、冷蔵水産物在庫量調査ともに、回収方法として、オンライン調査が利用できるよう実施要項を変更し、電子メールによる調査のみならず、オンライン調査会社等の参入がしやすいよう、実施要項を変更した。（資料6-2 P5/116、P8/116）

また、評価項目一覧(資料6-2 P18/116)において、項目を精査し、「3.7 調査方法に改善提案・事業者の創意工夫」については、「3.4 調査票の回収及び督促」に統合し、「3.2」のオンライン調査の導入促進の工夫に配点を増やした。

【論点2】複数応札にする為に、しっかりヒアリングを行い、どの程度の期間があれば応札できるのか、具体的に掘り下げたヒアリングを行い、水産庁として対応できるか本気で検討されたい。

【対応2】入札公告を12月上旬に行い、2月上旬に入札を締め切るよう公告期間を延長し、複数応札になるよう期間の延長を行っている(資料6-2 P16/116)。

【論点3】(参考意見)

調査手法の見直しについては、すぐに結論を得ることはできないのは承知。現在の調査は、アンケートみたいな調査なのであろうから、調査以外に利用できるデータがないか、きちっと研究会を立ち上げて、調査対象の負担を減らし、正確なデータを収集する方法を検討してはどうか。例えば、取引情報を提出してもらうなどの方法が考えられるが、今後検討してはどうか。

【対応3】利活用を踏まえ、活用できる外部データがないか、事業者が保有しているデータがそのまま活用できないか等も含め、調査事項、調査手法等について検討して参ります。

3. その他の修正変更について

(1) 調査の実施主体の分割について

農林水産省では、水産物流通調査について、実施部局を以下のように変更する事となったため、実施要項を2分割して、審議の依頼があったところ。

統計法に基づく一般統計調査(総務省政策統括官(統計基準担当)の審査を受け、総務大臣の承認を得て実施)については、統計部が担当し、業務統計(前記のような審査等は不要)は、従来どおり、水産庁が担当。具体的な担当は、以下のとおり。

	調査名	これまでの担当部局		R3年以降の体制
業務統計	水揚量・価格情報(日別)	水産庁	→	水産庁
	水揚量・価格調査(月1回)			
	水揚量・価格調査(年1回)			
一般統計	産地水産物用途別出荷量調査(年1回)		→	統計部
	冷蔵水産物在庫量調査(月1回)			

(2) 業務の実施期間の変更について

産地水産物用途別出荷量調査については、調査期間が1月～12月とされているところ。しかしながら、従来、予算会計年度による契約を行っており、契約期間は、4月～翌年3月までの契約となっていた。調査実施期間中に、受託事業者が変わる可能性があったため、委託する期間を調査期間に合わせる変更を行っている（資料6-2 P5/116）。

4. 実施要項（案）の審議結果について

【論点】（資料6-2 P7/116等）

実施要項に「政府統計共同利用システム」の環境について詳細に記載があるが、このシステムを「利用するか」、「利用しないか」は、民間事業者が判断することであり、本システムはあくまで例示であることがわかるように記載すべき。「政府統計共同利用システム」以外のシステムを民間が構築して調査をしてよいということがメインであることがわかるように実施要項を修正し、民間事業者の創意工夫が働くようにすべき。

【対応】

資料6-2 P7/116に「民間事業者が創意工夫により調査方法を設定しない場合においては、」を追記し、「政府統計共同利用システム」以外のシステムを構築して調査をすることも可能であり、これがメインである事がわかるように修正。

また、P8/116に「オンライン調査システムを使用する場合に必要となる」を追記することにより、表中のシステム環境は、政府統計共同利用システムを使用するために必要な環境であることが分かるように対応。

5. パブリック・コメントの対応について

令和2年10月16日から10月29日まで実施されたパブリック・コメントにおいて、2件意見（うち、1件は、本件と関係のない意見）等が寄せられたが、字句等の変更であり、内容を変更する修正はなかった。